

要求水準書の修正(新旧対照表)

令和2年12月15日に公表した「小城市学校給食センター(仮称)改築事業」の要求水準書(案)を次のとおり修正し要求水準書に反映します。

通番	頁	項目名	修正前(12月15日公表)	第1回変更(3月19日公表)
1	6	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 2 敷地条件 インフラ整備状況 ③下水道	ア 敷地隣接地に、中継ポンプが設置されている。	ア 敷地前面道路に、幹線が布設されている。
2	15	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 4 設計要求水準 (3) 設備計画における基本的要件 《昇降機設備》	(a) 2階建て以上にする場合は、障がい者仕様エレベーター(地震時管制システム付きとし、P波、S波を感知できる性能とする。)もしくは車いす用昇降機等を設置すること。なお、設置する場合は、関連する法令等に基づいた仕様とすること。	(a) 2階建て以上とする場合、エレベーター1基(車椅子が入る大きさ)を設置すること。
3	18	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 4 設計要求水準 (6) 主要施設の概要 食品庫・調味料庫	(b) 計量室に隣接させること。	(b) 仕分室に隣接させること。
4	19	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 4 設計要求水準 油庫	(e) 油はローリー車による納品を想定している。	(e) 油は一斗缶による納品を想定している。
5	20	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 4 設計要求水準 残渣庫(冷却機能付)	(b) 厨芥脱水機・粉碎機等、残渣の原料を回る設備を設置すること。	(b) 厨芥脱水機・粉碎機等、残渣の減量を回る設備を設置すること。
6	21	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 4 設計要求水準 食物アレルギー専用調理室	(e) 食物アレルギー対応食の調理用器具は、専用保存庫に衛生的に保管すること。	(e) 食物アレルギー対応食の調理用器具は、専用保管庫に衛生的に保管すること。
7	21	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 4 設計要求水準 汚染作業区域前室	(b) 準備室と汚染作業区域の間にエアシャワーを設置すること。	(b) 削除 (c) → (b)
8	23	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 4 設計要求水準 見学者通路	(d) 会議室兼調理実習室からの動線や避難経路に配慮すること。	(d) 会議室からの動線や避難経路に配慮すること。
9	35	Ⅱ 施設整備業務に関する要求水準 10 運営備品等調達業務 (3) 事務備品	仕様等: W2,400×D1,400×H720 mm程度 椅子(その他)仕様等: 空白	仕様等: W1,400×D700×H720 mm程度 椅子(その他)仕様等: 1脚は予備

		■市職員事務室		
10	46	IV 維持管理業務に関する要求水準 6 清掃業務 (2) 業務内容 ④ 清掃管理記録の作成、保管及び提出	④ 清掃管理記録の作成、保管及び提出 清掃記録は全て電子データ化し事業期間終了時まで保管する。また清掃内容等は、毎月の月報に記載する。	削除
11	49	IV 維持管理業務に関する要求水準 7 警備業務 (2) 業務内容 ② 警備状況報告書の作成及び提出	毎月の警備状況の報告は、翌日5日(休日の場合にはその翌日)までに施設管理担当者に提出するものとする。	毎月の警備状況の報告は、施設管理担当者に提出するものとする。なお、提出期限は、月報と同じでよい。
12	50	V 運営業務に関する要求水準 1 総則 (1) 業務の範囲 なお、市の業務の範囲は、以下のとおりとする。		追記 ・検収管理業務
13	57	V 運営業務に関する要求水準 3 給食調理業務 (1) 基本事項 ③ 異物混入防止	シ 記載なし	シ 履物は、適宜洗浄を行い常に清潔な状態を保つこと。また、それぞれのエリアで保管場所を指定し、交差汚染を防止すること。
14	60	V 運営業務に関する要求水準 4 洗浄等業務 (1) 業務内容 ③ 作業台、シンク等	ア 加熱調理後の食品や、生食する食品に使用するものは、必要に応じて調理作業前に洗浄、消毒する。なお、汚れや衛生害虫侵入の可能性があるときは、洗浄し、必要に応じて消毒する。	ア 加熱調理後の食品や、生食する食品に使用するものは、必要に応じて調理作業前に消毒する。なお、汚れや衛生害虫侵入の可能性があるときは、洗浄し、必要に応じて消毒する。
15	61	V 運営業務に関する要求水準 4 洗浄等業務 (1) 業務内容 ⑤ その他の調理設備・備品	ア その他の調理設備・備品は、全面を流水で洗浄し、消毒、乾燥させ、衛生的に保管すること。 イ 履物は、適宜洗浄を行い常に清潔な状態を保つこと。また、それぞれのエリアで保管場所を指定し、交差汚染を防止すること。	ア その他の調理設備・備品は、衛生的に保管すること。 イ 削除
16	65	V 運営業務に関する要求水準 9 配送車両調達・維持管理業務 (1) 調理業務 【現在の配送校のダムウエーター、エレベーター、コンテナのサイズ】	(高さ×間口×奥行記載なし) ・エレベーター 三日月小学校 2200×900×2100 牛津小学校 2080×890×1350 小城中学校 2100×850×1400 牛津中学校 2100×900×1400	(高さ×間口(入口)×間口(中)×奥行) 記載 ・エレベーター 三日月小学校 2200×900×1050×2100 牛津小学校 2080×890×1250×1350 小城中学校 2100×850×1300×1400 牛津中学校 2100×900×1390×1400
17	67	V 運営業務に関する		② 営業許可の取得

		要求水準 11 その他運営に関する特記事項 (4) その他の事項		追記 ア 食品衛生法第 52 条による営業許可を取得する必要がある場合は、開業までに（営業許可を更新した時は、更新後 1 か月以内に）営業許可書等の写しを市に提出すること。
--	--	--	--	---